

Harmony通信

vol.155

2018.01

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

謹賀新年



荒川（東京）河口から見た富士山

Photo 花鳥様

特集

4月施行！「改正障害者雇用促進法」のポイント

◆民間企業の雇用障害者数が過去最高に

昨年12月12日、厚生労働省より「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」が発表され、民間企業における雇用障害者数（49万5,795人、前年比4.5%）、実雇用率（1.97%、前年比0.05ポイント上昇）がともに過去最高を更新したことがわかりました。

今年4月には「改正障害者雇用促進法」が施行される予定となっており、障害者雇用に対する関心はますます高まっていきそうです。

◆改正の内容

4月から施行される改正のポイントは以下の通りです。

（1）法定雇用率の引上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられていますが、その率が、民間企業については現行の「2.0%」から「**2.2%**」に引き上げられます。

また、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が「従業員50人以上」から「**従業員45.5人以上**」に変更されます（短時間労働者は1人を0.5人としてカウント）。なお、平成33年4月までにはさらに「**2.3%**」への引上げが予定されています。

（2）法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象は、これまで「身体障害者」および「知的障害者」に限られていましたが、新たに「精神障害者」が追加されます。

なお、昨年12月22日に開催された「第74回 労働政策審議会障害者雇用分科会」において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案が示され、精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法に以下の特例措置が設けられることが明らかになりました。

【特例措置の内容】

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなす（現行は1人をもって0.5人とみなしている）こととする。

法定雇用率の引上げ等が行われることから、各企業においては、今後どのように障害者雇用に向き合っていくかが問われることになりそうです。

編集後記

2018/平成30年 - 新しい年がスタートしました。皆様、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。年明け早々厳しい寒さが続いています。外出時は体の芯まで冷えそうですが、防寒対策万全の厚い毛で覆われた犬を見かけると羨ましくなります。さて、いぬ年。干支は「犬」ではなく「戌」ですね。「戌」によく似たこの字はどんな意味があるのでしょうか。本来の読み方は「じゅつ」、元は作物を刈り取りひとつに括る、収穫後の状態を示す文字とのこと。ちなみに昨年の干支「酉」は収穫時期を差すそうです。戌が動物の犬を差すことになった由来は未だに不明で、十二支を庶民も覚えやすくするためにそれぞれの漢字を動物に結びつけたと言われています。いずれにしても今年は犬達にスポットが当たる年、巷ではAI搭載のロボット犬も話題ですが、子供達には限りある命の尊さも学んでほしいですね。

TOPICS

年代別に差がなくなってきた「心の病」

～日本生産性本部が実施している『「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査』（第8回）の結果から

※本調査は上場企業が対象となっていますが、中小企業にとっても参考となる内容です。

◆最も多い年齢層は？

40代	35.8%
30代	32.6%
10～20代	27.9%
50代以上	3.7%

2010年までの調査では、「30代」が最も多く、次いで「40代」「10～20代」「50代」と続いていましたが、2012年の調査からは、「40代」と「30代」が多く、「10～20代」「50代」と続いています。今回の調査結果では「10～20代」の割合がぐっと上がり、「10～40代」まで差がなくなってきたのが特徴です。

◆「心の病」の増減傾向とストレスチェック

増加傾向	24.4%
横ばい	59.7%
減少傾向	10.4%

…以前の調査から「増加傾向」は減少していますが、それと引き換えに「横ばい」が上昇しています。

ストレスチェック制度

受検者比率	90%
高ストレス者比率	10.3%
ストレスチェック制度の課題	1位 集団分析結果の活かし方 2位 高ストレス者への面接以外のフォロー

◆調査結果からわかること

上記のアンケート結果から、求められる仕事の量が増え、仕事の質も高くなり、今までに経験したことのないような課題が増え、職場のストレスが増加している様子がうかがえます。

また、別の調査（マンパワーグループ：職場でのストレス調査）ではストレス原因の第1位として「上司との関係」が挙がっていますので、変化の激しい労働環境に柔軟に対応していくためには、管理職の育成も必要ようです。

Harmony通信 2018.01

#発行：2018年1月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>